

判定手数料（大阪府内は全て同料金です。）

構造計算適合性判定を要する建築物毎の手数料（単位：円）（非課税）		
建築物(※1)毎の延べ面積(※2)	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
200 ㎡以下	88,700	117,100
200 ㎡超え 500 ㎡以下	100,100	140,000
500 ㎡超え 1,000 ㎡以下	111,600	162,800
1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以下	123,000	185,700
2,000 ㎡超え 10,000 ㎡以下	139,600	221,900
10,000 ㎡超え 50,000 ㎡以下	176,000	294,700
50,000 ㎡超え	297,600	541,300

※1 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

※2 「延べ面積」とは、構造計算適合判定に係る建築物の床面積をいう。ただし、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積）とする。